

第3次小牧市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会  
設置要綱

〔平成31年4月15日〕  
31小地第44号

(設置)

第1条 第3次小牧市地域福祉計画及び第3次小牧市地域福祉活動計画  
(以下「計画」と総称する。)の推進について検討するため、第3次小  
牧市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」と  
いう。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進について検討すること。
- (2) 市民と行政の協働による計画の推進について検討すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) ボランティア団体の関係者
- (3) 民生委員又は児童委員
- (4) 小牧市立小学校又は小牧市立中学校の校長
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職  
務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のあ  
る者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提  
出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。